

## わが国リース会計基準に関するアンケート調査

～ご協力のお願い～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、企業会計基準委員会（ASBJ）では、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が新たなリース会計基準を公表したことを受けて、わが国リース会計基準の改訂（開発）に向けた検討に着手するか否かの検討が進められています。

当協会としましては、「コストとベネフィット」「財務報告の比較可能性」「会計基準の高品質化」の観点から、わが国リース会計基準を国際的な会計基準と整合性を図る必要性はなく、「適用企業の範囲」「経済成長への影響」の観点から懸念があるとの見解を取りまとめ提言しています。

わが国では欧米と比べてオペレーティング・リースの金額が少ない一方で、煩雑なリース会計基準の適用に伴うコストや事務負担が大きくなることが予想されることや、わが国では、欧米と比べて会計基準と税法など法制との結びつきが強く、連結財務諸表及び個別財務諸表の両方の適用を前提としてリース会計基準を改訂すると、税制改正を通じて中小企業を含む幅広い企業にその影響が及ぶことも想定されます。

このため、当協会としましては、上場企業等の皆様から幅広いご意見をお聞きし、ASBJのわが国リース会計基準の改訂（開発）に向けた検討に対して、意見を発信していきたいと考え、今般、アンケートを実施することとしたものであります。ご多用とは存じますが、是非ともご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬 具

2019年2月

公益社団法人リース事業協会

### ＜ご回答にあたってのお願い＞

- 本アンケート調査は公益社団法人リース事業協会が主体となって実施し、実査作業を株式会社日経リサーチに委託しております。
- 本アンケート調査は**経理・財務ご担当の方にご回答をお願いいたします**。他の部門に本調査票が届きましたら、恐れ入りますが、該当される方にこのアンケート用紙をお回しください。
- ご回答は、各質問の（1つだけ）または（いくつでも）の表記に従ってあてはまる番号を○で囲んでください。また、「その他」に○をつけた場合や、理由・意見などをお聞きする質問については、その内容を具体的に記入してください。
- ご回答にあたっては、別添「**新リース会計基準（国際基準・米国基準）の概要**」をご参照ください。
- ご回答いただいたアンケート用紙は、**2月22日（金）まで**に同封の返信用封筒に入れて投函していただくようお願いいたします。切手は不要です。
- アンケート調査結果の送付をご希望される場合、同封しました送付先記入シールに、送付先の氏名・部署をご記入ください。
- ご回答いただいた皆様の個別の企業名やご回答内容などの個社情報を公表することはありませんが、集計結果は、当協会ホームページ (<http://www.leasing.or.jp>) に掲載するほか、当協会の意見発信の際に使用する場合があることを、ご了承ください。

公益社団法人リース事業協会

#### 【調査主体】

##### 公益社団法人リース事業協会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル  
 TEL 03-3595-1501  
 FAX 03-3595-2230  
<http://www.leasing.or.jp>

#### 【調査委託機関】（お問い合わせ先）



12390037(10)

日経リサーチは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会より個人情報適切に取り扱っている事業者としての認定を受けプライバシーマークを使用しています。

日本経済新聞社グループの総合調査会社

##### 株式会社日経リサーチ

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-2-1 鎌倉河岸ビル  
 TEL 03-5296-5198 FAX 03-5296-5140  
 お問い合わせ受付時間：平日 10時～18時（12：30～13：30 除く）  
 担当：編集企画部 富沢

調査 No.188820072



**Q4 わが国リース会計基準の改訂の是非について、貴社のご意見をお答えください。** (1つだけ)

1. リース会計基準を改訂する必要はない
2. リース会計基準を改訂すべき

**Q5 仮にわが国リース会計基準を改訂するとした場合の財務諸表への適用方法について、貴社のご意見をお答えください。** (1つだけ)

1. 連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用 ⇒ SQ5-1 へ
2. 連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用⇒ SQ5-1 へ
3. 上記1と2のどちらともいえない ⇒ SQ5-2 へ

**(Q5で「1」または「2」を選択した方)**

**SQ5-1 Q5で1または2を選択した理由をお答えください。** (いくつでも)

1. 非上場のグループ会社の個別財務諸表に適用が強制されると負担が大きい
2. 連結財務諸表のみ適用すれば連結全体の重要性を勘案した処理が可能となるが、グループ会社の個別財務諸表に適用されるとこうした取扱いができなくなる
3. 連結財務諸表のみ適用とすれば国際的な比較可能性は確保されながら、税制改正への適用は回避され中堅中小企業に影響は及ばない
4. 強制適用は連結財務諸表でよいが、個別財務諸表に任意適用可能とすれば連結財務諸表作成負担を減らすことができる
5. 個別財務諸表に適用されれば連結財務諸表作成負担を減らすことができる
6. 経営管理及び開示を考慮すれば、連結財務諸表と個別財務諸表は同じ会計基準を適用することが望ましい
7. その他 ( )

**(Q5で「3.上記1と2のどちらともいえない」を選択した方)**

**SQ5-2 Q5で3を選択した理由をお答えください。** (いくつでも)

1. 連結財務諸表のみ強制適用する場合と、連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用する場合の両方にメリット・デメリットがある
2. オペレーティング・リースの契約が少ない(または契約がない)
3. その他 ( )

**Q6 現在注記しているオペレーティング・リースの残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響についてお答えください。** (1つだけ)

1. 影響は大きく、財務諸表利用者の投資判断にも影響がある
2. 多少の影響があり、財務諸表利用者の投資判断にも影響がある可能性がある
3. 多少の影響はあるが、財務諸表利用者の投資判断には影響がないと思う
4. 影響は小さく、財務諸表利用者の投資判断にも影響がないと思う

**Q7 仮にわが国リース会計基準が改訂される場合、貴社のビジネスへの影響についてお答えください。(1つだけ)**

1. プラスの影響がある ⇒ SQ7-1 へ
2. マイナスの影響がある ⇒ SQ7-1 へ
3. 不明 ⇒ Q8 へ

**(Q7で「1. プラスの影響がある」または「2. マイナスの影響がある」を選択した方)  
SQ7-1 プラスまたはマイナスの影響の内容について具体的にお答えください。**

具体的に：

**(Q8～Q12は国際的なリース会計基準の借手の会計処理に関連する質問です(借手の会計処理については添付の説明資料をご参照。))**

**Q8 借手のリースの会計処理について、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分しない会計処理(国際基準：IFRS16)と、現行通りリースを区分する会計処理(米国基準：ASC Topic842)のいずれがよいとお考えですか。(1つだけ)**

1. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分する方がよい ⇒ SQ8-1 へ
2. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分しない方がよい ⇒ SQ8-2 へ
3. 上記1と2のどちらでもよい ⇒ Q9 へ

**(Q8で「1. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分する方がよい」を選択した方)**

**SQ8-1 Q8で1を選択した理由をお答えください。(いくつでも)**

1. オペレーティング・リースはファイナンス・リースと異なり定額の費用認識の方がその経済的性質を適切に表す
2. オペレーティング・リースの会計処理は比較的簡便であり、すべてのリースをオンバランスして金利費用と減価償却費を区分する会計処理よりも煩雑さとコストを軽減できる
3. オペレーティング・リースは定額で費用処理できるため業績表示が変わらない(単一の会計処理の場合は損益計算書・自己資本へのネガティブな影響が大きい)
4. ファイナンス・リース負債と区別することで、オペレーティング・リース負債は、コバナンツの観点、法的な観点等から金融負債と異なる性質であると理解されやすい
5. その他  
( )

(Q8で「2. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分しない方がよい」を選択した方)

SQ8-2 Q8で2を選択した理由をお答えください。

(いくつでも)

1. すべてのリースを単一に会計処理する国際基準(IFRS16)の方が煩雑さとコストを軽減できる
2. 世界的に適用企業が多い国際基準(IFRS16)と同じ会計処理が望ましい
3. 経済的にはオペレーティング・リースもファイナンス・リースと同じであるため国際基準(IFRS16)の単一の会計処理が適切である
4. 米国基準(ASC Topic842)のオペレーティング・リースの会計処理は資産と負債を認識するにもかかわらず減価償却費と利息費用を認識しないため理論的でない
5. その他 ( )

Q9 国際的なリース会計基準において実務上負担が大きいと考えられる要求事項をお答えください。(いくつでも)

1. リースの識別(契約がリースを含んでいるかどうかの判定)
2. 契約のリース部分と非リース(サービス)部分の区分及び契約対価の配分
3. 不動産リースのリース料の現在価値を算定するための割引率の決定
4. 不動産リースのリース期間の判定(オプション付き契約における見積り)
5. その他 ( )
6. 実務上負担が大きい要求事項は特にない

Q10 国際的なリース会計基準においては、一般的な重要性基準以外に適用除外または簡便な会計処理を容認していますが、これらの取扱いに対する貴社のご意見をお答えください。

(内容ごとに1つだけ)

適用除外または簡便な会計処理の内容	ご意見		
	1. 不要	2. 適切	3. 短い
a. 適用除外のリース期間：1年以内	1. 不要	2. 適切	3. 短い
b. 適用除外の資産の金額：5,000USドル以下 (IFRS16のみ)	1. 不要	2. 適切	3. 小さい
c. 類似の特徴を持つ複数のリース：一つのポートフォリオとして会計処理が可能	1. 不要	2. 適切	3. 適用困難
d. リース料の額と割引後の現在価値の金額に大きな差異がない場合：リース料総額での測定が可能 (IFRS16の結論の根拠(BC86項)で明記)	1. 不要	2. 適切	3. 適用困難

**Q11 国際基準(IFRS16)の結論の根拠(BC86項)において、財務諸表に対して重要性がない場合には、借手はIFRS16号の適用を要求されないことが明記されていますが、重要性に関する明示的なガイダンスは示されておりません。この取扱いに関する貴社のご意見をお答えください。(1つだけ)**

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各企業の判断で十分に機能する ⇒ Q12 へ</li> <li>2. 数値基準等具体的なガイダンスがなければ機能しない ⇒ SQ11-1 へ</li> </ol> |
|---|

**(Q11で「2. 数値基準等具体的なガイダンスがなければ機能しない」を選択した方)  
SQ11-1 Q11で2を選択した理由を具体的にお答えください。**

具体的に：
-------

**Q12 仮にわが国リース会計基準が改訂される場合、どのような措置(オンバランス適用除外または簡便な会計処理)が必要とお考えですか。(いくつでも)**

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リース期間が1年以内のリースは適用除外</li> <li>2. 重要性が乏しく、かつリース料総額が一定金額以下のリースは適用除外(例えば現行の日本基準に設定されている300万円基準を維持する)</li> <li>3. リース資産総額に重要性が乏しい場合(例えば固定資産残高の10%未満の場合)はリース料総額で計上(総額法)または利息を定額で配分(定額法)</li> <li>4. 現行のオペレーティング・リースについては、リース資産総額に重要性が乏しい場合(例えば総資産の5%以下の場合)は適用除外</li> <li>5. その他<br/>( )</li> <li>6. 必要な措置は特にない</li> </ol> |
|---|

**(Q13は、国際基準または米国基準を適用している(適用決定を含む)会社の方への質問です。国際基準または米国基準を適用していない会社の方及びこれらのリース会計基準に対する改善事項が特にない会社の方は、Q14にお進みください。)**

**Q13 国際的なリース会計基準に関して、改善が必要と考えられる事項がありましたら、各項目の右欄にその内容をお答えください。(いくつでも)**

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 1. リースの識別                         | { |
| 2. リース部分と非リース(サービス)部分の区分及び契約対価の配分 | { |
| 3. リース期間の判定                       | { |
| 4. 単一の会計処理(IFRS16)                | { |
| 5. 使用权資産の測定                       | { |
| 6. リース負債の測定                       | { |
| 7. その他                            | { |

(Q14 はリース会計基準の検討、税制との関係等についてのご意見をお聞きます。)

Q14 ASBJにおけるわが国リース会計基準の検討、仮にわが国リース会計基準が改訂される場合の税制との関係等に対して、ご意見がございましたらお答えください。

(Q15 は調査結果の分析のための質問です。)

Q15 貴社の業種をお答えください。

(1つだけ)

1. 水産・農林業, 鉱業	8. 機械	15. 小売業
2. 建設業	9. 電気機器	16. 銀行業, 証券・商品先物取引業, 保険業, その他金融業
3. 食料品	10 輸送用機器, 精密機器, その他製品	17. 不動産業
4. 繊維製品, パルプ・紙	11. 電気・ガス業	18. サービス業
5. 化学, 医薬品	12. 陸運業, 海運業, 空運業, 倉庫・運輸関連業	19. その他
6. 石油・石炭製品, ゴム製品, ガラス・土石製品	13. 情報・通信業	( )
7. 鉄鋼, 非鉄金属, 金属製品	14. 卸売業	

以上でアンケートは終了となります。

ご多用中のところ、ご協力賜わり誠にありがとうございました。

会 社 名	
-------	--

<弊社使用欄>